

令和2年度第1回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和2年7月22日(水) 午後1時30分～午後3時45分

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 辞令伝達

(2) 副市長挨拶

(3) 会長・副会長選出

(4) 届出関係諮問事項

① 子ども家庭相談システムの改修について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

② 戸籍電算事務システムの改修について

【市民生活部市民課】

③ 住民情報システム共同利用サービス提供業務の構築について

【総合政策部情報推進課】

④ 特別定額給付金事業について

【総合政策部企画政策課】

⑤ 児童手当システムの改修について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑥ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑦ ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑧ ひとり親家庭生活必需品提供事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑨ ひとり親世帯等への臨時給付金給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

⑩ 教育ICTシステム構築・運用事業委託について

【教育部学務課】

- (5) 届出案件に係る報告事項
- (6) その他

4 出席者

- (1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

- (2) 職員

田中副市長及び行政管理部長

[諮問実施機関]

諮問事項①：子ども家庭支援センター子ども家庭相談係長

諮問事項②：市民課長及び窓口係長

諮問事項③：情報推進課長、推進係長及び同課主査

諮問事項④：企画政策課長、企画政策係長及び同課主査

諮問事項⑤：子育て推進課長、手当・医療費給付係長及び同係主事

諮問事項⑥：同上

諮問事項⑦：同上

諮問事項⑧：同上

諮問事項⑨：同上

諮問事項⑩：学務課長、管理係長及び同係主事

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

- (1) 辞令伝達（省略）

- (2) 副市長挨拶（省略）

- (3) 会長・副会長選出

会長については委員からの発言はなく、事務局から飯田委員を推薦したところ、全会一致で了承された。また、副会長については齊藤委員を推薦する声があり、全会一致で了承された。

- (4) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（子ども家庭部子ども家庭支援センター）

【諮問の概要】

児童福祉法の規定に基づく要保護児童対策地域協議会で使用する虐待進行管理票について、令和2年11月から子ども家庭相談システムから出力した帳票を使用することとなり、同システムを改修するもの

【審議内容】

《子ども家庭支援センターと児童相談所の役割の違いについて》

○児童虐待の通告先としては児童相談所（以下「児相」という。）と子ども家庭支援センター（以下「子家セン」という。）は同じ扱いだが、重い虐待ケースについては児相が、それ以外は子家センが関わるという役割分担をしており、単独で関わるケース、両方が関わるケースがある。児相は一時保護や呼出命令などの行政処分を行う権限を持つが、子家センにはそのような権限がない。

《虐待進行管理票について》

○虐待進行管理票（以下「管理票」という。）には、いつ、どこから、どんな通告があったのか？それに対してどのような方針で、どのような対応をしているか？といったことが記録されている。また、管理票に記載された内容については児相からアドバイスをもらうとか、母子保健の保健師が乳幼児健診や訪問指導のときに活用している。

《情報共有について》

○情報共有については子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会をいう。）の関係機関内での情報共有が認められていて、ブロック会議（同ネットワークの中では小学校教諭、保育園園長、民生児童委員、子ども家庭支援センターなどが情報を共有している。

○情報の共有は大事なことだと思うが、センシティブな情報なので取り扱いには注意を払って欲しい。

《家庭相談システムの改修について》

○これまで管理票はエクセルで作成していたが、家庭相談システム（以下「システム」という。）に概要を入力する欄を設けて、それを出力すれば管理票になる。エクセルは1人ずつしか入力できないが、システムは同時に何人かが入力できる。

《パスワードについて》

○システムにアクセスするにはパスワードが必要になるが、個別のケースにアク

セスするためのパスワードは設けていない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、センシティブな情報を取り扱うので、情報共有に際しては十分に注意すること。

諮問事項②：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、住民基本台帳法施行令第34条において除票及び戸籍の附票の除票の保存期間が5年から150年に延長されることに伴い、住民基本台帳システムを改修するもの

【審議内容】

《システム改修について》

○住民基本台帳システムはシステム改修が必要となるが、戸籍事務電算システムは現行システムで対応できるため、運用変更だけである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(総合政策部情報推進課)

【諮問の概要】

立川市、三鷹市及び日野市（以下「三市」という。）は平成30年2月13日に「住民情報システム共同利用に関する協定」を締結し、住民情報システムに関して外部のデータセンターに三市共用のハードウェアを設置するため、令和2年度からシステムの構築・導入作業を開始するもの

【審議内容】

《システム内記録項目の閲覧権限について》

○係長や係員などの職責に基づいてアクセス権限を付与しているので、所掌範囲以外は閲覧できない。全ての記録項目を閲覧できる権限は付与していない。

○膨大な量の個人情報扱うシステムなので、セキュリティー対策は厳重にする。

《三市共用にする理由について》

○新たな構築・運用費を加えても三市で一括して発注したほうが経費節減になり、セキュリティー面では底上げされるメリットがある。全国的にはシステムの共同利用が増えている。

○現在の基幹系システムは契約年数により切り替えの時期を迎えており、経費節減、セキュリティーの強化、帳票類の共用などを考慮した結果、三市共用のハードウェアを設置することになった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(総合政策部企画政策課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）において、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、給付対象者1人につき10万円を給付することとなり、住民基本台帳システム等を目的外利用して特別定額給付金システム（仮称）にデータを取り込み、対象者を抽出してバーコード入りの申請書を送付し、受領した申請書のバーコードを読み取り、同システムに口座情報を入力する作業を市職員、受託事業者並びにAI-OCR及びRPAによって行うもの

【審議内容】

《システムの転用について》

○特別定額給付金だけのシステムであり、他への転用はない。ただし、これまでも給付金事業を行っているので、そのノウハウは継承している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく児童手当支給事務における情報連携の副本登録（情報提供ネットワークシステムの中間サーバーにデータを格納すること）について、令和2年6月に登録内容が改版されることに伴い、児童手当システムを改修するもの

【審議内容】

《様々なシステム改修を同一業者に依頼することについて》

○児童手当システムは基幹系システムに関わるシステムなので、基幹系システムの委託業者に特命で依頼している。

○基幹系システムの委託契約は3期目に入っているが見直しを行った結果、次

期は諮問事項③で諮問したように三市共同で新たなシステムを構築することになった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）に基づき内閣府が定めた「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」により、児童手当受給世帯に対し対象児童1人あたり1万円を支給することとなり、児童手当システムを改修して受給者及び対象児童の個人情報を出し、子育て世帯への臨時特別給付金システムへ移行するもの

【審議内容】

《システム改修が必要な理由について》

○児童手当に1万円上乘せするのではなく、1万円の給付金を支給するためシステム改修が必要となる。

○支給対象者は児童手当と同じではなく、所得制限があるため給付金をもらえない人がいる。また、公務員の場合は所属官庁から児童手当が支給されるが、給付金は居住地の市区町村から支給されるので、個人情報の目的外利用が必要となる。

《改修費用について》

○改修費用は約350万円かかり、国が予算措置する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、厚生労働省が定めた「ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領」により、児童扶養手当受給世帯、公的年金給付等受給者世帯及び家計急変者世帯に対し1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を支給し、また、児童扶養手当受給世帯及び公的年金給付等受給者世帯のうち家計急変者世帯に対し5万円を追加支給することとなり、児童扶

養手当システムを改修して受給者及び対象児童の個人情報を出し、ひとり親世帯臨時特別給付金システムへ移行し、さらに児童育成手当システムから受給資格者台帳を出力して目的外利用するもの

【審議内容】

委員からは質問及び意見等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

東京都は新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯に対し食料品等の生活必需品を提供することとなり、児童扶養手当システムを目的外利用して対象者を抽出し、宛名を作成してカタログ及び申込はがき等の送付作業を行うもの

【審議内容】

《作業内容について》

○作業内容は東京都から送られてきたカタログギフトに、対象者の宛名ラベルを貼って郵送する。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯等を支援する観点から立川市独自の取組みとして、児童育成手当受給世帯に対し対象児童1人あたり3万円を給付することとなり、児童育成手当システムを目的外利用して対象者を抽出するもの

【審議内容】

《国の給付金との違いについて》

○国の給付金は児童扶養手当受給世帯を対象としているが、市の給付金は児童育成手当受給世帯を対象としており、対象者が国より広がる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(教育部学務課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえて、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急を実現することとなり、令和2年度から小中学校児童生徒及び教職員等1人1台のパソコンを整備するため、教育ICTシステム構築・運用事業を外部委託し、統合型校務支援システムを目的外利用して児童生徒の個人情報抽出するもの

【審議内容】

《パソコンの配布について》

○パソコンは貸与する。

《メールの管理について》

○アカウントやパスワードの管理が必要になってくるので、その旨をあらかじめ児童生徒には十分に説明する。また、パスワードを忘れたときにリセットして再度付与する権限を誰に与えるかについては調整しているところである。

○SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などがいじめの道具に使われたりする。また、思わぬ事故が起きる可能性があるので十分に考慮したうえで導入して欲しい。

○SNSをどこまで使えるようにするかについては、フィルタリング機能を導入する予定であり、学校とよく調整していく。これからの時代を考えると、ルールを教えながら活用していくことも大事なことを考えている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、アカウントやパスワードの管理のほか、アクセス権限などの情報管理について十分に考慮しながら進めること。

(5) 届出案件に係る報告事項

届出案件に係る報告事項8件（以下の通り）については、事務局から報告案件の主旨及び委員からの意見に対する所管課の回答について順次説明し、委員からは質問及び意見等は特になかった。

① 地域リハビリテーション活動支援事業の外部委託について

【福祉保健部高齢福祉課】

② 立川市第 6 期障害福祉計画及び立川市第 2 期障害児福祉計画策定事業に関するアンケート実施について

【福祉保健部障害福祉課】

③ 地域生活支援拠点等事業の外部委託について

【福祉保健部障害福祉課】

④ 診療報酬明細書等（レセプト）点検作業委託に係る自動化サービスの導入について

【福祉保健部生活福祉課】

⑤ 音声認識ツールの導入について

【総合政策部情報推進課】

⑥ 庁用自動車ドライブレコーダーの管理及び運用について

【行政管理部総務課】

⑦ ふるさと納税（寄附金）に係る業務の外部委託について

【行政管理部総務課】

⑧ 令和 2 年国勢調査における住民基本台帳の利用と補記作業について

【行政管理部総務課】

(6) その他

- ・平成 31 年度の個人情報開示等実績について

配布した資料に基づき事務局から説明し、委員からは質問及び意見等は特になかった。

- ・今後の開催日程について

第 2 回 日時 令和 2 年 8 月 26 日（水）午後 1 時 30 分～

場所 立川市役所 210 会議室

内容 諮問事項審議他

第 3 回 日時 令和 2 年 10 月 28 日（水）午後 1 時 30 分～

場所 立川市役所 210 会議室

内容 諮問事項審議他